

【変更届】 提出・添付書類・チェック表

開設者は下記の事項に変更があった場合は2週間以内(所属建築士変更は3ヶ月以内)に届出しなければなりません。

所在地の変更 組織(有限から株式等) 管理建築士 役員(氏名・職名)
名称 個人開設者氏名 開設者住所 所属建築士 電話・FAX

- 注1: 建築士事務所の級別の変更、法人格の変更、及び個人の事務所の開設者の変更(例:親 子)の場合は、一度廃業し、別の事務所として新規登録する必要があります。
 注2: これらの変更に伴い建築士の住所・氏名・勤務先等の変更がある場合は、30日以内に高知県建築士会へ別に届出が必要です。届出先【高知県建築士会 電話 088-822-0255】

お問い合わせ・提出先

一般社団法人高知県建築士事務所協会
 〒780-0870 高知市本町 4-2-15 高知県建設会館 3階
 電話 088-825-1231 F A X 088-822-1170

所在地の変更

ア 添付書類(ハ) 「建築士事務所の内外写真(カラー写真、白黒不可)」 【1部(正のみ)】

イ 添付書類(ト) 「建築士事務所付近見取図」 【1部(正のみ)】

～ 法人で事務所所在地が本店の場合～

ウ 「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」 【正本に原本、副本にコピーしたもの】
 3ヶ月以内のもの 法務局で取得したものを正本に、コピーしたものを副本に添付

エ 「建築士事務所の平面図」 【2部】

オ 事務所所在地の確認

(1)自己所有の場合

固定資産評価証明書、建物の権利書、建物の売買契約書、建物の登記簿謄本の内いずれか1点 【コピ-2部】

(2)賃貸契約書【コピ-2部】 又は 使用承諾書【押印のある原本1部とコピ-1部】

組織の変更(有限から株式へ)

ア 「定款」(1、2) 【2部】

1 定款最終ページの余白に「この写しは原本と相違ありません。日付・会社名・代表役職名・代表者名」と記入する

2 定款の事業内容に下記いずれかの記述が必要。掲げられていない場合は、「次期の定款を改正し得る機会(株主総会等)に、建築物の設計及び工事監理を意味する事項を挿入する」旨を欄外に記載し、申請者の法人印を押印してください。

1. 建築物の設計
2. 建築物の工事監理
3. 建築工事契約に関する事務
4. 建築工事の指導監督
5. 建築物に関する調査若しくは鑑定
6. 建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理

イ 「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」 【正本に原本、副本にコピーしたもの】
 3ヶ月以内のもの 法務局で取得したものを正本に、コピーしたものを副本に添付

管理建築士の変更

ア 第六号書式添付書類(ロ)「略歴書(管理建築士)」	[2部]
職歴は空白期間がないように記載(「無職・アルバイト」等 記載する)	
イ 添付書類(ニ)「管理建築士の承諾書」	[2部]
ウ 添付書類(チ)「退職証明書」	[2部]
コビ'-不可 管理建築士が前職場を退職して3ヶ月未満の場合 (離職票・健康保険資格喪失証明書等でも可)	
エ「法第24条第2項に規定する講習の修了証(コビ'-)」	[2部]
【管理建築士講習会】 原本提示の必要はありません	

管理建築士の要件(本人と資格)を確認するための書類全てを持参して下さい

オ「建築士免許証 又は 建築士免許証明書」	【原本提示、コビ'-2部】
原本提示できない場合は、運転免許証等顔写真付きの証明書のコビ'-を添付 管理建築士講習会修了証のことではありません	
カ「管理建築士の住民票(1ヶ月以内)」	【正本に原本1部、副本にコピーしたもの1部】
住民票が高知県以外の場合は、賃貸契約書等高知県在中だとわかる書類も提出してください。	
キ「管理建築士の賃金台帳(給与台帳)又は源泉徴収簿(直近3ヶ月)」	【コビ'-2部】
社名が入ったもの 賃金が発生していない場合でも、賃金台帳に名前を記載し「0」と記載したものを提出して下さい。	
ク「管理建築士の健康保険証又は雇用保険証及び雇用保険資格取得等確認通知書」	[コビ'-2部]
の内いずれか1つ 健康保険証は被保険者等記号・番号等にマスキング をして下さい	

役員の氏名・職名及び役員の変更

ア 第六号書式添付書類(ロ)「略歴書(登録申請者)」	登録申請者の変更の場合 [2部]
職歴は空白期間がないように記載(「無職・アルバイト」等 記載する)	
イ 第六号書式添付書類(ハ)「誓約書」	新規に役員が就任する場合 [2部]
ウ 第五号様式(第三面)「役員名簿」	[2部]
エ「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」	【正本に原本、副本にコピーしたもの】
3ヶ月以内のもの 法務局で取得したものを正本 に、コピーしたものを副本に添付	
注意	変更届の変更前と変更後はそれぞれ役員全員の職名(代表取締役・取締役 等)と氏名を記載してください。 対比するようになります。記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別に提出して頂いても構いません。

事務所名称の変更

ア「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」	【正本に原本、副本にコピーしたもの】
3ヶ月以内のもの 法務局で取得したものを正本 に、コピーしたものを副本に添付	

個人開設者氏名の変更

新規登録となります。	
------------	--

開設者住所の変更

法人の場合

「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」 【正本に原本、副本にコピーしたもの】
3ヶ月以内のもの 法務局で取得したものを正本に、コピーしたものを副本に添付

個人の場合

添付書類なし、変更届 正・副のみ

所属建築士の変更(増員・減員・氏名変更・級変更)

(1) 増員の場合の添付書類

ア 第五号様式(第二面)「所属建築士名簿」 [2部]

全員分記載し、全員分の「所属した年月日」に必ず日付を記載してください

イ 「建築士免許証 又は 建築士免許証明書(コビ-)」 増員した方のみ [コビ-2部]

ウ 「法第22条の2に規定する講習の修了証(コビ-)」 増員した方のみ [コビ-2部]
【定期講習(建築士・構造・設備)】 最新のもの

所属する建築士は、建築士法第22条第2項に規定する講習(法定講習)の修了証の写しを添付してください。ただし、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の37に該当する者については、同条に基づき講習を受けて後3月以内に修了証の写しを提出してください。

注意 変更届の「変更前」・「変更後」欄は、所属建築士全員の氏名をそれぞれ記載してください。

対比するようになります。記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別に提出して頂いても構いません。

(2) 減員の場合の添付書類

ア 第五号様式(第二面)「所属建築士名簿」 [2部]

全員分記載し、減員の「所属を外れた年月日」に必ず日付を記載してください

注意 変更届の「変更前」・「変更後」欄は、所属建築士全員の氏名をそれぞれ記載してください。

対比するようになります。記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別に提出して頂いても構いません。

(3) 氏名変更の場合の添付書類

ア 第五号様式(第二面)「所属建築士名簿」 全員分記載してください [2部]

イ 「建築士免許証 又は 建築士免許証明書(コビ-)」 変更した方のみ [コビ-2部]

注意 変更届の「変更前」・「変更後」欄は、変更があった方のみ記載してください。

(4) 級変更の場合の添付書類

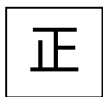
ア 第五号様式(第二面)「所属建築士名簿」 全員分記載してください [2部]

イ 「建築士免許証 又は 建築士免許証明書(コビ-)」 変更した方のみ [コビ-2部]

注意 変更届の「変更前」・「変更後」欄は、変更があった方のみ記載してください。

電話番号・FAXの変更

添付書類なし、変更届 正・副のみ



一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の（名称、所在地、開設者、開設者住所、管理建築士、所属建築士、役員、電話番号、FAX）を下記のとおり変更したので、建築士法第23条の5の規定により届出ます。

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	(〒) 電話 ()
	建築士事務所の別	一級 二級 木造
	開 設 者 住 所 ・ 氏 名	
	登 録 番 号	高知県知事登録第 号
	登 録 年 月 日	年 月 日
	管理建築士氏名 及 び 建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号

(注) 記載内容は変更後の内容としてください。

記 変 更 事 項

変更前
変更後

副

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の（名称、所在地、開設者、開設者住所、管理建築士、所属建築士、役員、電話番号、FAX）を下記のとおり変更したので、建築士法第23条の5の規定により届出ます。

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関
一般社団法人高知県建築士事務所協会会長殿

建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	(〒) 電話 ()
	建築士事務所の別	一級 二級 木造
	開設者 住所・氏名	
	登録番号	高知県知事登録第 号
	登録年月日	年 月 日
	管理建築士氏名 及び 建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号

(注) 記載内容は変更後の内容としてください。

記 変更事項

変更前
変更後

届出により登録簿の登録事項を変更したので通知します。

令和 年 月 日

高知県指定事務所登録機関
一般社団法人高知県建築士事務所協会

印

(第二面)

所属建築士名簿

〔記入注意〕 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(ふりがな) 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日	所属を外れた年月日
(備考) 別紙 有 無	計					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

(記入注意)

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の中に✓印を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日
..... 男・女		年 月 日

(備考)

別紙 有
無

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

高知県指定事務所登録機関
一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の承諾書

（事務所名称）

私は、このたび

登録申請（新規、更新、管理建築士変更）にあたり、管理建築士となることを承諾

いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

<p>外部</p> <p>建物の外観 道路を含む建物全体</p>	<p>写真添付</p>
<p>登録標識</p> <p>公衆の見易い場所に 標識を掲示しているこ とが判明できる写真</p>	<p>写真添付</p>
<p>登録標識</p> <p>記載文字が識別でき るよう大きく写す</p>	<p>写真添付</p>

添付書類（へ）

建築士事務所の内外写真（正のみに添付）

<p>内部</p> <p>設計室の CAD,製図機械、パソコン、机等を入れ、室内全景を写す</p>	<p>写真添付</p>
<p>内部</p> <p>図書、法令集等がわかる写真</p>	<p>写真添付</p>

添付書類（ト）

建築士事務所付近見取図（正のみに添付）

印欄は記入しないでください。

建築士事務所	名称		一級・二級・木造	個人 法人
	所在地	電話 ()	登録番号 第 号	登録年月日
	登録申請者 氏 名		管理建築士 氏 名	
付近見取図（方位、目標建物等を記入する。）				

添付書類（チ）

退職証明書

（注） 管理建築士が前職場を退職して3カ月未満の場合に添付してください。

氏 名

生年月日

住 所

うえの者は、 年 月 日をもって退職したことを証明します。

年 月 日

事業所名称

所 在 地

代表者氏名